

## 度重なる会社の遅延行為を乗り越え…

# ようやく来月、証人尋問！

山陽争議ニュース 2019.4.4



山陽新聞社で働くみなさん、おはようございます。

昨日（3日）山陽新聞労働組合の田淵信吾委員長（58歳、写真㉔）と加賀光夫副委員長（63歳、写真㉕）が印刷職場から締め出された不当労働行為事件の第5回調査が岡山県労働委員会でありました。

これに先立つ3月20日、会社側はようやく遅まきながら、県労委から再

三にわたって提出を求められていた資料を出してきました。それは山陽新聞社が早島工場などの別会社に社員を出向させる時の取り決め文書です。具体的には…

▼山陽新聞社と印刷センター社が結んだ「従業員の出向に関する協定書」

▼両社と第一労組や出向者が取り交わした「株式会社山陽新聞印刷センターへの出向取り決めに関する覚書」

▼山陽新聞社の「就業規則」の一部（出向に関する部分）

…といった出向にかかわる基本的な文書です。

## さっさと出せる文書を出し渋り、時間稼ぎを繰り返した会社側

会社側は、これらを提出するようにと県労委から求められても、文書の有無すら口ごもったり「必要ですか…？」と出し渋ったりという奇怪な対応を繰り返し、昨年からの調査期日を3回も費やす遅延行為を働きました。

なぜ、この程度の文書がさっさと提出できないのか。この会社側の非協力的な態度、露骨な時間稼ぎによって、事件の審査は月単位で遅れてしまいました。

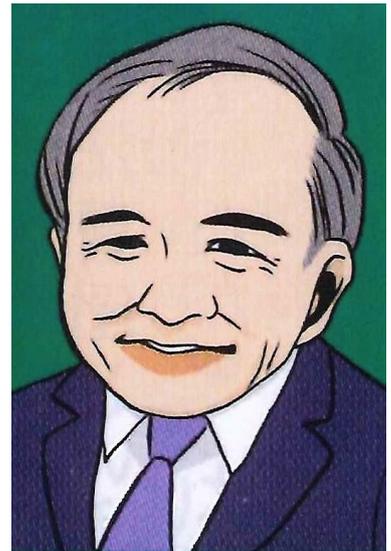
昨年4月に組合が救済を申し立てた後も、会社側はセンター社の代理人（弁護士）をなかなか選任しないという遅延行為を働いています。このため、普通なら救済申し立てから1カ月後ぐらいに開かれるはずの第1回調査が、なんと昨年8月まで大幅に遅れています。

時間はどんどん経過し、加賀さんの定年退職は来年2月に迫っています。迅速に事件を審査して早期に救済命令が出されないと、救済の意味がなく

[👉ウラ面へ](#)

なってしまいます。そのことを分かっている、あえて時間稼ぎを繰り返した会社側のやり方は、人倫にもとると言うほかありません。

なお、組合側の鷲見弁護士（似顔絵㊟）が「出向者とセンター社の間には、労働契約書とか、そのような書類はないのか」とただすと、センター社の弁護士は「ありません」と答えました。つまり、労働契約は存在するんだけど、書面はないという「ペーパーレス」の働かせ方なのです。



鷲見賢一郎弁護士

## 5月10日と13日、いよいよ証人尋問

さらに、県労委はこの日、事件の「争点」を整理して労使双方の意見を聞いたうえで、最終的に決定しました。

### この事件の争点(決定版)

1、山陽新聞社が、田淵組合員および加賀組合員を印刷センター社へ出向させることを拒否し、山陽新聞早島印刷センターでの印刷業務に従事させなかったといえるか。

そのようにいえる場合には、かかる行為および同組合員らを編集局工程管理部へ配置転換したことは、労働組合の正当な行為をしたことを理由としてなされた不利益取扱いおよび労働組合に対する支配介入といえるか。

2、印刷センター社は、労働組合法第7条に規定する使用者に該当するか。

3、上記2に該当する場合、印刷センター社が、田淵組合員および加賀組合員の出向受け入れを拒否し、同組合員らを山陽新聞早島印刷センターでの印刷業務に従事させなかったといえるか。

そのようにいえる場合には、かかる行為は労働組合の正当な行為をしたことを理由としてなされた不利益取扱いおよび労働組合に対する支配介入といえるか。

ゴールデンウィーク明けの5月10日(金)午前10時からと、13日(月)午前9時30分からは、いよいよ県労委で証人尋問が行われます。

10日には田淵委員長、加賀副委員長、藤井書記長が証人となり、会社の不当労働行為、組合つぶし、社員いじめの実態を克明に証言します。

13日には日下取締役（前・労担、現・倉敷本社代表）と片山常務（印刷局長、印刷センター社長）が県労委に出頭し、組合側の鷲見弁護士の厳しい追及を受けることとなります。

その後、7～8月には結審し、秋には救済命令が出るものと思われます。1日も早い救済のため、組合と新聞労連は全力を尽くします。

山陽新聞労働組合ニュース

e-mail: sanyoshimbunroso@yahoo.co.jp